

平成 16 年度協働モデル事業募集要綱

- 1 目 的 市民活動との協働を進めるために、その先行事例としてモデル事業を募集する。
- 2 定 義 本要綱において「市民活動」とは、営利を目的とせず、公共的サービスの提供など、静岡市のさまざまな分野における社会的課題の解決に継続的に取り組む活動（ ）をいう。
概ね特定非営利活動促進法第 2 条別表に掲げる活動
- 3 応募資格 静岡市内に事務所のある団体で、次のいずれかに該当する団体は、協働モデル事業に応募することができる。
 - (1) 特定非営利活動法人
 - (2) 市民活動を行なっている非営利の団体で次の条件を満たす団体
 - 5 人以上の会員で組織していること。
 - 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号に該当すること。
 - 組織の運営に関する規則（会則等）があること。
 - 予算・決算を的確に行なっていること。
 - 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。
 - 委託業務を的確に遂行できる能力を有すること。
- 4 企画提案を募集する事業
 - (1) 課題テーマ部門で募集する事業は、次の各号を満たす事業とする。
 - 広く市民に対し市民活動や NPO、ボランティア、協働などを啓発する事業。
 - 委託金額が 30 万円以内（消費税込）の事業。
 - (2) 自由テーマ部門で募集する事業は、次の各号を満たす事業とする。
 - 分野を問わず、社会的課題の解決のための事業。
 - 市民活動基本指針（ ）が意図する協働のモデルとなり得る事業。
 - 委託金額が 20 万円以上、50 万円以内（それぞれ消費税込）の事業。
 - (3) 前各項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は応募の対象としない。
 - 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - 学術的な研究事業
 - 地区住民の交流行事等の親睦イベントなどの事業
 - 国や他の地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受ける事業
 - 政治、宗教、営利を目的とする事業
 - (4) 自由テーマ部門での提案で、課題テーマ部門にふさわしい事業であると審査委員会が認めた事業は、課題テーマ部門への提案としてみなすことができるものとする。
市民活動基本指針：静岡市「市民都市実現に向けて、市民活動と行政の協働のための基本指針」平成 16 年 3 月

- 5 委託期間 平成 16 年 7 月 15 日から平成 16 年 12 月 31 日まで
- 6 委託料の積算 委託料の積算については、下記の各項目に従うこと。
(1) 原則として、第三者への再委託費及びこれらに準じる支出は認めない。
(2) 事務管理費は委託金額の 20%以内とする。
(3) 委託料以外の収入として、サービスの受益者から実費程度の負担金を徴収し、事業費に充てることができる。ただし、金額等は委託者と受託団体が協議の上決定するものとする。なお、委託料以外の収入を見込み、不足が生じたときは、受託者が負担するものとする。
- 7 支払い 前払い及び中間払いの支払金額については、委託者と受託団体が協議の上決定するものとする。
- 8 応募書類 次の各号に掲げる書類を、2 部ずつ、市民生活課に提出する。なお、提出された書類は返還しない。((3) ~ (7) は任意の書式)
(1) 企画提案申込書 (様式 1)
(2) 企画提案書 (様式 2)
(3) 見積書 (概算内訳のわかるもの)
(4) 応募団体の定款・会則等
(5) 応募団体の平成 15 年度の事業報告書・決算書及び平成 16 年度の事業計画書・予算書
(6) 応募団体の役員名簿
(7) その他、市が必要と認めるもの
- 9 募集期間 平成 16 年 5 月 6 日から平成 16 年 6 月 7 日まで
- 10 選定方針 本事業の目的を最も効果的、効率的に達成する提案した団体を選定する。
- 11 審査委員会 本モデル事業を選定するために協働モデル事業審査委員会 (以下「審査委員会」) をおく。審査委員会は静岡市市民活動推進協議会委員及び行政担当者合わせて 5 名程度で構成する。
- 12 選定方法 選定方法は書類審査 (第 1 次) 及び公開プロポーザル (第 2 次) の 2 段階とし、選定方針に則り、選考委員会を選定する。なお、選定に係る資料等は、原則として、ホームページ上等で公開する。

- 13 評価視点 選定にあたっては、次のような視点をもって、評価する。
- (1) 市民ニーズや社会的課題の解決に資する事業
 - (2) 協働にふさわしい事業
 - (3) 先駆性、創造性が認められる事業
 - (4) 実行性が認められる事業
 - (5) 予算の見積もりが適正な事業
 - (6) その他、市民活動の特性を生かせる事業
- 14 その他 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

----- 参 考 資 料 -----

特定非営利活動促進法

第2条別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。